

尾張旭市自治会等活動促進助成事業候補選定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市自治会等活動促進助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、尾張旭市自治会等活動促進助成金（以下「助成金」という。）の助成対象事業の候補を選定するため、尾張旭市自治会等活動促進助成事業候補選定会議（以下「候補選定会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 候補選定会議は、助成金の申請書類及びプレゼンテーションにより助成対象事業の候補を選定し、意見を市長に提示するものとする。

(組織)

第3条 候補選定会議は、5人以内を構成員とし、次に掲げる者で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 会長は、構成員のなかから互選で決定する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職を代理する。

(会議)

第4条 候補選定会議は、市長の依頼により開催し、会長が会議を主宰する。

2 候補選定会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(プレゼンテーションの公開)

第5条 プレゼンテーションは、公開により行うものとする。

(庶務)

第6条 候補選定会議の庶務は、市民生活部市民活動課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、候補選定会議の運営に関し必要な事項は、会長が候補選定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。